

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日に
おき、そ
の翌日
に当
る)

目 次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

◇告 示 保険医療機関等の指定

保険医等の登録

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

公衆浴場入浴料金の統制額の指定

飼料の試験の結果の概要

土地改良区の定款の変更の認可(二件)

土地改良法による換地計画の決定

建築基準法による道路の位置の指定

◇選管告示

昭和五十九年八月二十六日執行の鳥取県議会議員補欠選挙の候補者の選挙運動に関する寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十七号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の1の(中)「七〇〇円」を「七二〇円」に改め、同表の三

の3の(中)

一一三、二〇〇円	一六、七〇〇円	二四、三〇〇円	二九、〇〇
一一一、三〇〇円	二七、三〇〇円	三七、九〇〇円	四四、三〇

〇円	三六、六〇〇円	五、二〇〇円
〇円	五六、一〇〇円	七、五〇〇円

〇円	二四、八〇〇円	二九、六〇〇円	三七、四〇〇円	五、三〇〇円
〇円	三八、七〇〇円	四五、二〇〇円	五七、三〇〇円	七、六〇〇円

〇円	二四、八〇〇円	二九、六〇〇円	三七、四〇〇円	五、三〇〇円
〇円	三八、七〇〇円	四五、二〇〇円	五七、三〇〇円	七、六〇〇円

に

改め、同表の三の3の(中)

四、四〇〇円	五、九〇〇円	八、九〇
六、九〇〇円	九、一〇〇円	一三、〇〇

〇円	一〇、八〇〇円	一三、七〇〇円
〇円	一五、四〇〇円	一九、四〇〇円

を

四、五〇〇円	六、〇〇〇円
七、〇〇〇円	九、三〇〇円

〇円	九、一〇〇円	一一、〇〇〇円	一四、〇〇〇円
〇円	一三、二〇〇円	一五、七〇〇円	一九、七〇〇円

に改め、同表の八

の3の(2)中「三、四〇〇円」を「三、五〇〇円」に改め、同表の十二の3中「六二、七〇〇円」を「六四、四〇〇円」に改める。

別表第二の一の一中「一一、三〇〇円」を「一一、五〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「一一〇、八〇〇円」を「一一、四〇〇円」に、「一一、〇〇〇円」を「一一、四〇〇円」に改め、同表の一の2中「一、四八二円」を「一、五〇八円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇三三円」に、「八七八円」を「九〇五円」に、「一、四一六円」を「一、四九五円」に、「一、四四二円」を「一、四九五円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第七百四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に

基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
入江内科医院	鳥取市西町二丁目二二	昭和五十九年九月一日
産科婦人科大石医院	鳥取市鍛冶町五三	"
山崎内科医院	鳥取市立川町六丁目二五〇	"
橋本外科医院	鳥取市大杵二〇四一三	昭和五十九年九月六日
中 村 医 院	米子市上後藤八〇一五	昭和五十九年九月十四日
医療法人勤誠会 米子病院	米子市日原三一九一	昭和五十九年九月一日
米子医療生活協 同組合米子診療 所	米子市博労町三丁目八〇一	"
尾 崎 医 院	八頭郡八東町大字才代二八一	"
大 槻 医 院	八頭郡智頭町大字智頭一五一	昭和五十九年九月十四日
赤碯町国民健康 保険赤碯診療所	東伯郡赤碯町大字赤碯一九二〇一三三	昭和五十九年九月一日

有限会社森下薬局	八頭郡智頭町大字智頭一六七	"
島雄薬局	気高郡気高町大字宝木九一〇	"
徳吉薬局	気高郡鹿野町大字今市六二五 一〇二	"
中原薬局	七 気高郡青谷町大字青谷三八五	"
福市薬局	気高郡気高町大字勝見六九〇	"
三朝薬局	東伯郡三朝町大字三朝九七二 一六	"
有限会社御船薬局	東伯郡三朝町大字三朝八八八	"
藤井薬局	西伯郡淀江町大字淀江八二二	"
足立泌尿器科医院	米子市上後藤六五一六四	"
矢島医院	境港市新屋町一三二九一	昭和五十九年九月十五日
倉吉病院附属歯科診療所	倉吉市上井一丁目八一七	昭和五十九年九月一日
星野歯科医院	鳥取市青葉町二丁目一六七	"
吉田歯科医院	五 気高郡青谷町大字青谷三九三	昭和五十九年九月十六日
恵齒科医院	西伯郡日吉津村大字日吉津八 四一	"
鳥取県薬学総合センター倉吉薬局	倉吉市昭和町二丁目一三七一	昭和五十九年九月一日
日本歯科医院(溝口)	日野郡溝口町溝口二二二一	"

鳥取県告示第七百五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
堀内 亨	鳥薬第五五〇号	昭和五十九年八月三十一日
山根 明文	鳥医第三、一一五号	昭和五十九年九月五日
東堀 裕司	鳥医第三、一一六号	"
狩野 卓夫	鳥医第三、一一七号	"
寺戸 博文	鳥医第三、一一八号	昭和五十九年九月六日

鳥取県告示第七百六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険

医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
入沢医院阿毘縁診療所	日野郡日南町阿毘縁一三〇七	昭和五十九年八月一日
下山 医院	米子市上福原一六七〇―一	昭和五十九年八月十三日
山本 薬局	鳥取市行徳は四二五	昭和五十九年八月一日

鳥取県告示第七百七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
入沢医院阿毘縁診療所	日野郡日南町阿毘縁一三〇七	昭和五十九年八月一日
下山 医院	米子市上福原一六七〇―一	昭和五十九年八月十三日
山本 薬局	鳥取市行徳は四二五	昭和五十九年八月一日

鳥取県告示第七百八号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のように指定し、昭和五十九年十月一日から施行する。
昭和五十五年六月鳥取県告示第五百三十九号（公衆浴場入浴料金の統制額の指定について）は、昭和五十九年九月三十日限り廃止する。

昭和五十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区分	入 浴 料			洗 髪 料
	大 人 (十二歳以上) (上の者)	中 人 (六歳以上 十二歳未満) (満の者)	小 人 (六歳未満) (の者)	
統制額	二百十円	百円	五十円	四十円

倉敷市 ニッポン水島工場 株式会社	鳥取県酪農農業 協同組合連合会	脱脂大豆	59.7	47.4	—	3.7	—	—	—										
神戸市 全国酪農農業協同 組合連合会関西 飼料工場		ニューラクビーフ前期	59.7	14.2	3.2	4.8	5.1	0.88	0.48										
玉野市 加藤製油株式会社 加藤山工場		ニューラクビーフ後期	59.7	12.4	3.2	3.6	4.0	0.66	0.38										
		大山号	59.7	17.2	3.2	5.8	7.0	1.02	0.73										
		カトウ配合飼料 ホルスビーフ後期	59.7	11.8	4.1	6.7	6.2	1.46	0.36										

注 1. 飼料の名称の欄中「㊟」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があつた場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第七百十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
 基づき、天神野土地改良区の定款の変更を昭和五十九年九月十七日認可し
 たので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に
 基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を昭和五十九年九月十七日認可した
 ので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第七百十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の
 規定に基づき、県営土地改良事業に係る中山地区第五工区の換地計画を定
 めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定によ
 り告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年九月二十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、

縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十九年九月二十一日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十九年九月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名

米子市西福原一〇二

市川 琴代

米子市博労町二丁目一

四五―八

中 林 千鶴子

米子市西福原一〇二―

八

佐々木 ミヨ子

道路の位置の指定場所

米子市西福原字米川向鍋

屋道西一―一三及び一

〇―一九

道路の幅員及び延長
(メートル)

幅員

四・〇〇〇～四・二二

延長

三一・〇〇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された昭和五十九年八月二十六日執行の鳥取県議会議員補欠選挙の候補者の選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨は、次のとおりである。

昭和五十九年九月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 昭和59年8月28日執行鳥取県議会議員補欠選挙(米子市選挙区)

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 2,896,900円

3 報告書の要旨

候補者氏名	足立光徳	所属党派	日本社会党
出納責任者氏名	今川 恭子	期間	7月30日から 8月27日まで 第1回分

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	135,000
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	
足立光徳後援会	政治団体	選挙事務所費	120,000
米子市職員労働組合	—	集合会場費	4,000
	45,000	通信費	348,940
		交通費	142,935
		印刷費	457,000
		広告費	160,000
		文具費	115,144
		食糧費	34,435
		宿泊費	—
その他の寄附	—	雑費	28,200
その他の収入	—		
総計	2,045,000	総計	1,545,654

報告書受理年月日 昭和59年9月10日 第1回報告分

候補者氏名	江原 勝	所属党派	日本共産党
出納責任者氏名	宅野 亮介	期間	8月10日から 9月8日まで 第1回分

収入	円	支出	円
主たる寄附		人件費	65,000
(氏名、団体名)	(職業)	(寄附額)	
永渡 邦大	団体役員	家屋費	131,500
井辺 大樽	”	選挙事務所費	131,500
富立 修幸	商店主	集合会場費	—
沢林 央克	会社社員	通信費	398,540
宮山 見克	無党派役員	交通費	—
山内 影昭	”	印刷費	88,000
宮本 統郁	”	広告費	155,000
岩崎 仁雄	”	文具費	4,010
平木 亮	”	食糧費	10,520
縄々々	”	宿泊費	—
佐野 亮	”	雑費	19,915
田田 亮	会社社員		
音田 紀一	”		
藤田 辰夫	”		
宮崎 正喜	”		
日本共産党鳥取県西部地区委員会	政党		
その他の寄附	5件		
その他の収入	—		
総計	872,485	総計	872,485

報告書受理年月日 昭和59年9月10日 第1回報告分

候補者 氏名 出納責任者	廣江 式 平田 智 末	所属党派 自由民主党	期間 8月17日から 8月25日まで	第1回分
--------------------	----------------	---------------	--------------------------	------

収 入	円	支 出	円
主たる寄附		人件費	930,000
(氏名、団体名)	(職 業)	家屋費	100,000
自由民主党鳥取県	政 党	選挙事務所費	100,000
支部連合会	200,000	集会会場費	—
		通信費	568,980
		交通費	51,984
		印刷費	186,500
		広告費	387,000
		文具費	36,255
		食糧費	144,917
		休泊費	—
		雑 費	21,558
その他の寄附	—		
その他の収入	2,650,000		
総 計	2,850,000	総 計	2,427,194

報告書受理年月日 昭和59年8月30日 第1回報告分

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)]